

機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

内容	3 海外取引状況		(1) 取引種類		取引金額(百万円)		(2) 輸出入取引			
			<input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 無	相手国 主な商品	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 手数料 <input type="checkbox"/> ロイヤル <input type="checkbox"/> 役務の供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 証券の <input type="checkbox"/> 買 <input type="checkbox"/> 金銭の <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> の売買	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
4 期末 従業員等 の状況	(1) 常勤役員	<input type="checkbox"/>	5 P C の 利 用 状 況	(1) P C の 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> Windows <input type="checkbox"/> Mac <input type="checkbox"/> Linux <input type="checkbox"/> その他 ( )	8 経 理 の 状 況	(1) 区分	氏名	代表者との関係
	(2) 期末従業員	<input type="checkbox"/>		(2) P C の 利 用 形 態	<input type="checkbox"/> 財務管理 <input type="checkbox"/> 給与管理 <input type="checkbox"/> 在庫・販売管理 <input type="checkbox"/> 生産管理	(1) 管理		現金	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人	
	(3) 計	<input type="checkbox"/>		(3) 会計ソフトの利用等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(2) 試算表の 作成状況		<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> おおむね <input type="checkbox"/> 月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ		
	計のうち代表者家族数	<input type="checkbox"/>		(4) 会計ソフト名		(3) 源泉徴収 対象所得		<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 報酬・料 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 配当 <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 退職		
	計のうちアルバイト数	<input type="checkbox"/>		(5) メールソフト名		(4) 当期課税売上高 (単位：千円)		<input type="checkbox"/>		
	(2) 資金の 定め方	<input type="checkbox"/> A 固定給 <input type="checkbox"/> B 歩合給 <input type="checkbox"/> AB 併用		(6) データの保存先	<input type="checkbox"/> クラウド <input type="checkbox"/> 外部記録媒体 <input type="checkbox"/> P C <input type="checkbox"/> サーバ	経理方式		<input type="checkbox"/> 現 <input type="checkbox"/> 抜 <input type="checkbox"/> 社 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 監 <input type="checkbox"/> 査 <input type="checkbox"/> 税 <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 理 <input type="checkbox"/> 方 <input type="checkbox"/> 式 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 施 <input type="checkbox"/> の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(3) 社宅・寮 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(7) 電子商取引 (インターネット取引)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 売上 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 仕入 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 経費 <input type="checkbox"/> 無	(5) 役員又は役員報酬額の 異動の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			(2) 販売チャネル 注1	<input type="checkbox"/> 自社 H P <input type="checkbox"/> 他社 H P						
			7 株主又は株式所有異動の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
10 主 要 事 項	※各科目の単位：千円		売上(収入)高		特別損失					
			上記のうち兼業売上(収入)高		税引前当期損益					
			売上(収入)原価		資産の部合計 (負債の部合計+純資産の部合計)					
			期首棚卸高		現金預金					

ください

12 事業形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		13 主な設備等の状況								
	(2) 事業内容の特異性										
	(3) 売上区分	現金売上 % 掛売上 %									
14 決済日等の状況	売上	締切日	決済日	16 税理士の関与状況	(1) 氏名						
	仕入	締切日	決済日		(2) 事務所所在地						
	外注費	締切日	決済日		(3) 電話番号						
	給料	締切日	支給日		<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務						
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称			17 加入組合等の状況	(4) 関与状況						
					(役職名)						
					(役職名)						
					営業時間 開店 時 閉店 時 定休日 毎週 (毎月) 曜日 ( 日)						
18 18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額	従事員数		
		千円	千円	千円	千円					千円	千円
	1月										
	2月										
	3月										
	4月										
	5月										
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
12月											
計											
前期の実績											
19 当期の営業	19 成績の概要										

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

提出用

平成28年1月1日以後提出用 (注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号欄」に何も記載しないでください。

Header form containing tax authority stamp, submission date, business type, and taxpayer information.

Table 1: Summary of tax withholding for wages and salaries (375).

Table 2: Summary of tax withholding for resignation income (316).

Table 3: Summary of tax withholding for remuneration, fees, and honoraria (309).

Table 4: Summary of tax withholding for use fees of real estate (313).

Table 6: Summary of tax withholding for real estate sales/purchases and notary fees (314).

Table 5: Summary of tax withholding for real estate transfers (376).

Form for submission date and taxpayer identification code (ABCDEFGHI).

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 〇〇〇〇〇〇

〔平成28年1月1日以後提出用〕

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子FD14、FD15、MO16、CD17、DVD18、書面30、その他99)

提出者情報表: 住所、氏名、個人番号、作成担当者、税理士番号、提出区分、提出媒体、給与・退職・報酬・使用・譲受・幹旋の金額欄。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)
表頭: 区分、人、支払金額、源泉徴収税額
項目: ① 給与等の総額、② 源泉徴収票を提出するもの、③ 災害減免法により徴収猶予したもの

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)
表頭: 区分、人、支払金額、源泉徴収税額
項目: ① 退職手当等の総額、② 源泉徴収票を提出するもの

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)
表頭: 区分、個人、個人以外、支払金額、源泉徴収税額
項目: ① 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)、② 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)、③ 診療報酬(3号該当)、④ 職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)、⑤ 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)、⑥ ホステス等の報酬又は料金(6号該当)、⑦ 契約金(7号該当)、⑧ 賞金(8号該当)、⑨ 計、⑩ 源泉徴収票を提出するもの

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)
表頭: 区分、人、支払金額
項目: ① 使用料等の総額、② 源泉徴収票を提出するもの

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)
表頭: 区分、人、支払金額
項目: ① あっせん手数料の総額、② 源泉徴収票を提出するもの

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)
表頭: 区分、人、支払金額
項目: ① 譲受けの対価の総額、② 源泉徴収票を提出するもの

## 【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

### 記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

#### 2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊦俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊦のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊦源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

#### 3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊦退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊦㊦のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

#### 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊦計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊦のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊦のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

## 5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」

ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。  
なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。